

(様式)

大正 年 月 日

工業主氏名

大正 年十二月末日現在

工場

票

第	號				
(1)	工場名				
(2)	工場所在地	道府	縣市	町村	番地
(3)	事業開始年月				
(4)	主要事業				
(5)	一年間作業總日數				
(6)	常時使用職工數				

(8)	職員	事務ニル	從者		
		技術ニル	從者		
業者數	職工		男	女	計
		十六歲未滿			
		十六歲以上			
		計			
		其ノ他ノ從業者			

備考

一年間生産額	(7)	品目	數量	單位	價額

原動機	(9)	普通職工一人一日ノ賃收賃金	圓	錢	錢
	(10)	蒸氣機關	筒數		實馬力數
		蒸氣タービン			馬力
		瓦斯機關			同
		石油機關			同
		タービン水車			同
		ペルトン水車			同
		日本形水車			同
		電動機			同
	(11)			數	量
		石炭			斤
		コークス			斤
		石油(揮發油、輕油、機械油及重油ヲ含ム)			石斗
		瓦斯(天然瓦斯ヲ含ム)			立方呎
	木炭			貫	
電力			キロワット時		

一年間消費額

記載注意

一、工場名
鐘淵紡績株式會社兵庫工場、池田工具製作所、令織物場等の如く當該工場の稱呼を記入すへし特別の稱呼なき場合には其の工場の主たる事業及工業主の氏、名稱等に依り假りに名稱を附して記入すへし例へば中村「レンズ」工場、旭合名會社鋳物工場、吉田組染物工場と謂ふか如し

二、工場所在地
道府縣郡市町村番地其の他之に準すへきものを記入すへし

三、事業開始年月

(一) 事業繼承又は營業組織變更の場合と雖其の工場の最初の事業開始の年月を記入すへし

(二) 事業全部を變更したる場合には現在の主たる事業を開始したる年月を記入すへし

四、主要事業

當該工場に於ける主要なる事業を成るべく明瞭に記入すへし例へば織物業に在りては綿織物業、絹織物業、絹縮交織物業等と記入し、機械製造業に在りては蒸汽機關製造業、石油機關製造業、電氣機械製造業、紡績機械製造業、建築用機械製造業、採礦用機械製造業、製鍊用機械製造業等と記入し、器具製造業に在りては製圖器製造業、度量衡器製造業、農具製造業、刃物製造業等と記入し、釀造業に在りては清酒釀造業、麥酒釀造業、醬油釀造業等と記入するか如し

五、一年間作業總日數

既往一年間(事業開始後一年に滿たざるものは開始後の期間)に於て作業したる總日數を記入すへし但し作業季節が前年より本年に跨るものは其の期間に於ける作業總日數を記入すへし

六、常時使用職工數

當該工場の通常の作業狀態に於ける一日使用職工數を記入すへし

七、一年間生産額

(一) 既往一年間に於て實際生産したるもの、總額を記入すへし但し作業季節が前年より本年に跨るものは其の期間に於ける生産額を記入すへし

(二) 賃仕事として他に出し當該工場に於ては全然製造、加工又は修理を爲さざるものに付ては記入を爲すへからず

(三) 品目

(イ) 品目は成るべく細別して記入すへし

(ロ) 加工又は修理を爲したる品目に付ては總て其の目に「加工」又は「修理」と附記すへし

(ハ) 賃仕事として他より注文を受け製造を爲したる品目に付ては總て其の目に「賃仕事」と附記すへし

(四) 數量

(イ) 單位は箇、枚、組、打、貫、疋、度、英噸、佛噸、尺、米、碼、立方尺、立方米等の如く計算の單位を記入すへし

(ロ) 東、斤、反、疋、呎、捆、樽、函等の如く慣用の單位にして品目又は地方に依り實數量に差異あるものは備考に説明を記入すへし

(ハ) 雜多の物件を修理する場合等の如く數量を記入すること著しく困難なるときは其の記入を省略し次の價額の欄に價額のみを記入するも妨なし

(五) 價額

(イ) 價額は既に賣却したるものに付ては其の賣上金額、未だ賣却せざるものに付ては十二月末日現在の市價に依り計算し各品目毎に其の合計額を記入すへし

(ロ) 加工に係る品目に付ては價額に代へて加工料又は其の見積額を記入すへし

(ハ) 修理に係る品目に付ては價額に代へて修繕料又は其の見積額を記入すへし

(ニ) 賃仕事に付ては價額に代へて工賃額を記入すへし

八、從業者數

(一) 從業者數には工業主及雇傭關係なき其の家族を含む

(二) 季節的事業を行ふ工場にして十二月末日に於て從業者を有せざるもの又は從業者甚しく少數なるものに在りては其の作業季節に於ける通常の狀態に依り從業者數を記入し備考に其の調査の時期を記入すへし

(三) 前項の外特別の事情に依り十二月末日に於て從業者を有せず又は從業者甚しく少數なる工場に在りては其の通常の作業狀態に於ける從業者數を記入し備考に其の調査の時期を記入すへし

(四) 職員

(イ) 工場の業務に直接従事するものに限り記入すへし

(ロ) 事務と技術とを兼務するものに付ては其の主たる職務に依り孰れか一方のみに記入を爲すへし

(五) 職工

(イ) 職工とは主として作業場構内に在りて工場の目的とする作業の本體たる業務に付労働に従事し又は直接に其の業務を助成する爲労働に従事する者を謂ふ(職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日雇職工は勿論工場建設物の修繕等に従事する常備の大工、左官をも含む)

(ロ) 徒弟は之を職工と看做す

(ハ) 職工の年齢は數へ年に依らず滿年に依るへし

(六) 其の他の從業者

其の他の從業者とは給仕、小使、門衛掃除夫、賄方、専ら作業場構外に在りて運搬に従事する者等職工以外の勞務者を謂ふ

九、普通職工一人一日の實收賃金

(一) 當該工場の目的とする作業の本體たる業務に従事する普通の職工の一人一日の實收賃金を記入すへし

(二) 實收賃金には手當、歩増、賞與等を含む

(三) 賄、被服、住居等實物を給與する場合に於ては其の價額を見積り之を合算記入すへし

一〇、原動機

(一) 原動機は運轉休止中のものと雖總て之を記入すへし

(二) 暖房用、沸湯用、乾燥用等に使用する汽罐は蒸汽機關にあらず

(三) 發電機及蓄電池は電動機にあらず

(四) 原動機と直結の發電機あるときと雖其の原動機のみを記入すへし

(五) 實馬力數は單位以下一位迄記入し二位以下は切捨

つるものとす

一一、一年間消費額

燃料、原料其の他用途の如何を問はず既往一年間(作業季節が前年より本年に跨るものは其の期間)に於て消費したるもの總額を各所定の單位に依り記入すへし

(二) 本票に記入する數字は1、2、3等の如きアラビア數字を用ふるへし

(三) 本票中記入事實なき欄には横線を引くへし

(四) 番號の欄には工業主に於て記入することを要せず